

憲法

第1 「B市歴史的環境保護条例」案のうち、表現活動を規制する部分（以下、本件部分）は、特別規制区域において広告物を掲示する自由及び路上で印刷物を配布する自由を侵害し、違憲ではないか。

1 上記自由は、憲法上、保障されるか。

上記自由は、主に観光業等においてアピールのために用いられると考えられるため、営業の自由として22条1項で保障されるとも思える。

しかし、広告及び印刷物は、経済的目的に限られず、むしろ自己が希望する内容を広く伝える手段といえる。また、これらは国民の情報を摂取する自由である知る自由（21条2項）に奉仕するものでもある。

そこで、上記自由は、「その他一切の表現の自由」として、21条1項で保障されると考える。

2 本件部分は、特別規制区域内での広告物の新規掲示は原則される。

また、同区域内での印刷物の配布も原則禁止される。

よって、上記自由は制約されているといえる。

3 もっとも、上記自由の制約も全く無制約ではなく、人権相互の矛盾衝突の実質的調整の原理である公共の福祉による制約には服する（12条後段、13条後段）。

（1） まず、上記制約は、検閲として絶対的に禁止されないか。

ア この点について、検閲とは、行政権が主体となって、思想内容等の一定の表現物について、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、一定の表現物について、発表前にその内容を一般的、網羅的に審査した上で不相当と認めるものの発表を禁止することをその特質として備えるものをいう。

イ これを本件についてみるに、本件部分は、広告物、印刷物についてその発表の禁止までも目的とはしておらず、よって、検閲には当たらない。

（2） 次に、上記制約は、公共の福祉によるものとして正当化されるか。

違憲審査基準が問題となる。

ア この点について、本件部分は、原則禁止及び罰金刑をも含むものである。

また、例外はあるものの、歴史的環境という表現内容にかかわるものであり、恣意的運用のおそれもある。よって、規制態様は厳しい。

また、表現の自由は、表現活動を通じて自己の人格を発展させる自己実現の価値と、政治的意思決定に参画する自己統治の価値を含む重要な権利である。

他方、市内の歴史的環境の維持、向上は、B市政において重要である、B市長

には裁量権が認められる。

イ そこで中間的な基準で審査すべきと解する。具体的には、目的が重要であり、手段が目的との関係で効果的であり、かつ、過度でない場合に制約が正当化されると解する。

(3) これを本件についてみるに、本件部分の目的は、市内の一定区域を特別規制区域とすることで歴史的環境を維持、向上されることにある。そして、歴史的環境は、観光業に加え、人々の日々の生活の場ともなっているものであるから、上記目的は重要といえる。

(4) ア では、手段についてはどうか。

現状、7割の看板は違和感なく街並みにとけこんでいるのだから、さらなる規制は不要とも思える。

しかし、観光客の増加により印刷物が増えるおそれがあるから、少なくとも印刷物の配布禁止については効果的である。

また、看板について残りの3割は街並みとの違和感があるのであり、これが印刷物の増加とあいまって宿場町としての歴史にそぐわないものとなるおそれがある。

よって、広告物の新規掲出原則禁止についても効果的といえる。

イ ア) これまでも環境維持向上のための努力はなされてきたのであり、看板の7割については環境と調和しているのであるから、これ以上の規制は過度であり、かえって人々の活動を委縮させかねないため、過度な規制とも思える。

しかし、広告物について、歴史的環境を向上させるものは、例外的に許可されるのであるから、人々がこれらと調和して生活している以上、委縮はないと考えられる。

また、印刷物について店舗関係者による日々の路上での配布については、禁止されない。

以上より、過度な制約とまではいえない。

イ) また、罰金の存在が過度な規制とも思える。

しかし、原則に対し例外があり、かつ違反者にのみ罰金が科されるのであるから、目的達成のために過度とまではいえない。

(5) したがって、制約は正当化させる。

第2 以上より、本件部分は、21条1項に反せず、合憲である。

以上